

# [1] らい予防法廃止問題に関する理事長声明

1996年（平成8年）3月19日

九州弁護士会連合会  
理事長 清原 雅彦

1) 「らい予防法の廃止に関する法律案」が国会に提出され、1907年法律「癩予防ニ関スル件」から90年にわたり継続されてきた我が国における絶対隔離主義にもとづく「らい予防行政」もようやく終焉を迎えることとなった。

しかしながら長期にわたる隔離収容政策の結果、らいに対する誤解や偏見、いわれなき差別が社会的に形成、温存されており今日においてもなお全国約6,000名にのぼる方達が国立療養所などにおいて、高齢や後遺障害のため生活能力を喪失し家族や故郷と断絶した状況での生活を余儀なくされている。

九州・沖縄地区5国立療養所に在園する約2,300名に対する九弁連の調査によれば、約65%が70才以上の高齢者であり、79%の方達の在園期間が40年以上にのぼっており、回答者の95%以上がらい予防法廃止後においても引き続き療養所での生活を望んでいる状況にある。

2) そもそも、らいは極めて感染力の弱い疾患であり1940年代には特効薬も開発普及したため国際的には外来治療に移行しており、現行らい予防法の制定時（1953年）においては既に隔離収容を正当化する医学的根拠も存しなかったにもかかわらず、旧法の「終生隔離」や「断種」政策が続行され、その後の度重なる国際的批判の中でも改められることなく今日に至ったものであり、日本国憲法が保障する基本的人権や個人の尊厳を根本的に侵害する現行らい予防法が長期にわたり存在し続けたことは極めて遺憾な事態である。

従って、国は真摯なる謝罪により関係者の名誉回復を行うとともに、今日においても継続している在園者と家族など関係者に対する深刻な被害を速やかに除去し、補償の措置を講ずるべきである。

「らい予防法廃止法案」は、在園者と再入所者に対し今後とも「必要な療養を行う」（第2条、第3条）とともに在園者の「福利増進」に努め（第4条）、「社会復帰の支援」を行い（第5条）、「親族の援護」を継続する（第6条）ことなどを一応定めているが、これらは国家補償責任の観点から行われるべきものであることを明確にする必要がある。又、社会復帰者への支援は単に「必要な知識及び技能を与えるための措置」にとどまらず、侵害されてきた幸福追求権（自己決定権）を残された人生において回復するため自立的な生活を継続するに必要なあらゆる支援が検討されるべきである。

- 3) 国は、二度と同じ誤りを繰り返さないために、らい予防法の歴史とその下で行われた構造的な人権侵害の実態を全面的に解明するとともに、ハンセン病患者やその家族に対し根強く残存している社会的差別や偏見を除去するために必要なあらゆる措置を講ずべきである。

九弁連は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし法律制度の改善に努めるべき法律上の責任を有する弁護士および弁護士会の立場において、重大な人権侵害を許容する法律の存在を長期にわたり許してきたことを反省するとともに改めて自らの社会的責務を認識し、引き続きこの問題に関する必要な取り組みを強めるとともに、日弁連と協力して公衆衛生行政など広く国民の人権にかかわる法制度に対する調査研究を進め、人権擁護の立場から時機を逸することなく必要な提言などを行うよう努力するものである。

以 上